

<意見書>

平成24年10月6日

「新庁舎建設基本構想策定市民委員会」の習志野市民の委員の皆様へのお願い

特別傍聴人

私が前回提出した意見書は、「各委員の検討の参考にしてください」という取り扱いだけで終わりましたが、その取り扱いについて南委員長と直接お話しして、市民委員会の位置付けと役割・権限を聞き、また、ワークショップ方式の作業が主体の会議の進め方を見て、概ねその取り扱いの理由が理解できました。

しかし、特別傍聴人として提出した意見書が、市民委員会が議論(検討・協議)して市長に提出する「基本構想案」に活かされないことを大変残念に思っております。

そこで、市民委員会ではできないことも、市民として行政に提言することはできますので、前回の私の意見書を再度確認して頂くとともに、下記に整理した私の問題提起や意見を確認して頂いた上で、習志野市民の委員の皆様には市民として考え、行動して頂きますようお願いいたします。

なお、委員長には、私の意見書が少しでも基本構想案の策定に活かされるために、習志野市民の委員の皆様にお願いする旨の書類(意見書)を送付しております。

私は、市民委員会が「ガス抜き」のような位置付けで、しかも短期間に「新庁舎建設基本構想(以下「本基本構想」という)」を策定する行政の進め方は、拙速であり、市民として容認するわけにはいきません。

市民委員会の役割として、「習志野市新庁舎建設基本構想策定市民委員会設置要綱」の第2条には次のように規定されています。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎建設に関する事項について検討・協議を行い、基本構想案を市長に提案するものとする。

「検討・協議」とは、具体的に市民委員会がどのようなことをすることでしょうか。

私は、少なくとも事務局の提示する資料や考えに対して質疑や議論(検討・協議)をし、市民委員会としての意見をまとめ、基本構想案を策定し、市長に提案することだと考えています。

ワークショップを否定するつもりはありませんが、事務局の提示したテーマについてワークショップ方式で検討し、意見集約をする作業を主体とする会議の進め方が市民委員会に付託された「検討・協議」ではないと思います。

そして、ワークショップ作業には、わざわざ有識者の南先生を委員長にお願いする必要はありません。

南先生に委員長をお願いした最大の理由は、行政事情に精通され、学者としての知識と見識を持たれていることは勿論ですが、習志野市の各種の附属機関に関与され(例えば、「習志野市新庁舎建設事業手法等検討専門協議会」の副委員長、「補助金審査委員会」の委員長など)、本市の行政事情をよく理解しておられ、市民委員会の検討・協議をリードして、習志野市及び市民に有益な基本構想案を提案して頂けるものと行政は考えたのであろうと私は推測しています。

そうであれば、それに相応しい会議の進め方でなければなりません。私が傍聴した限り、実態は委員長がリーダーシップを発揮するチャンスは無く、4組に分かれたワークショップが主な作業でした。

それでも、南委員長が会議中にパワーポイントを使って話しをされたり、講評に替えて市民として考えるべきポイントを話してくださったのは、習志野市及び市民のためを思い、委員長の責務として市民委員会の存在意義を少しでも高めようとしたのだと思います。

その責任感と心意気に感謝と敬意を持ったのは、私だけではないのではないのでしょうか。

因みに、茅ヶ崎市では、新庁舎建設に関するワークショップ(「基本計画市民ワークショップ」)を4回開催していますが、いずれも市民の自由参加であり、当然報酬は無償です。

また、委員長のお話のほとんどは、「習志野市新庁舎建設事業手法等検討専門協議会(以下「専門協議会」という)」の副委員長として、会議で意見として提案されています。その意味でも、前回の意見書に書きましたが、専門協議会の委員の意見とそれに対する行政の対応を確認することは、市民委員会として必要かつ重要なことなのです。

ぜひ、習志野市民の委員の皆様には、第4回専門協議会の会議録を読まれることをお勧めします。

以下には、私の調べた「庁舎面積」に関するデータの 1 例を示し、事務局資料が決して完全なものではなく、資料の内容について議論の余地が沢山あることを認識して頂きたいと思います。

その後で、本基本構想策定の問題点を 2 点示しますので、今後の市民委員会における習志野市民の委員の皆様の行動の参考にして頂きたいと思います。

1. 「庁舎面積」に関する茅ヶ崎市のデータと事務局資料

(1) 人口当たりの庁舎面積

(*茅ヶ崎市人口:H24.4.1 現在)

	茅ヶ崎市	事務局資料			
		浦安市	北区	豊島区	一宮市
庁舎面積(m ²)	16,000	24,000	26,767	27,125	30,000
人口(人)	236,148 *	174,000	330,000	260,000	370,000
人口当たりの庁舎面積(m ² /人)	0.068	0.138	0.081	0.104	0.081

(2) 茅ヶ崎市の実績を基にした新庁舎面積の推定

新庁舎面積の推定=0.068(m²/人) * 172,960(人) = 11,750m²

(3) 事務局資料の「庁舎必要面積の算定について」の主な問題点

- ① 委員長が、「庁舎面積は 15,000m²でもいいのではないかとおっしゃいましたが、茅ヶ崎市の例から考えれば十分可能であると考えられる。(行政は庁舎面積 18,000m²を前提に検討しているが、3,000m²狭くできれば、建設費を約 10 億円(3,000m²*35 万円/m²)安くできる)
 - ② 行政は茅ヶ崎市の事例を十分把握しているはずであるが、なぜ他市の例として記載しなかったのか、市民委員会として確認する必要がある。(「何らかの意図(面積 18,000m² への誘導)」を感じないわけにはいかない)
 - ③ 他市の例を参考にする場合、庁舎面積に関するそれぞれの市の考えや必要機能などを調査し、本市が使用する数値(ここでは 0.101m²/人や 24.191 m²/人)の妥当性と採用根拠を明確にする必要があるが、事務局は市民委員会に説明をしていない。
 - ④ 「案 3,4」の基本機能の中分類の按分比率は何を根拠に決めたのか明確ではない。
 - ⑤ 総務省・国土交通省の基準については、委員長が指摘された(人口 20 万と 50 万では行政組織数は人口比ではない)ことを考慮して提案しているのか疑問である。
 - ⑥ <現状>の庁舎面積は小計(14,609m²)だけが提示され、基本機能の中・小分類ごとの面積が記載されていない。現状の面積を記載し、案との比較ができるようにすべきである。
- など、いろいろな問題点、疑問点があるが、この様な点についての質疑や議論が全くなく、ワークショップによる意見集約が主体の会議体では、要綱第 2 条の「所掌事務」が全うできるとは思われない。

2. 「本基本構想の策定スケジュールの見直し」について

前回の意見書に「本基本構想」の策定スケジュールの見直しについて記述しておりますが、スケジュールの見直しが必要である最大の要因は、本基本計画の上位計画が現在存在しないということです。

それに関しては、前回の意見書(9月20日付)の下記の項で説明をしていますので、確認してください。

- ◆4. 本基本構想と上位計画(「次期基本構想」と)の関係を明確にする
- ◆5. 新庁舎建設は、公共施設全体の再生計画の先行事例と考え、「公共施設再生計画」との整合性を考える

「次期基本構想」は来年 9 月に策定され、「公共施設再生計画」は平成 25 年度に策定することになっていますが、これらの構想や計画は本基本構想の上位計画であり、これらとの整合性を図って本基本構想が策定されなければなりません。

しかし、本基本構想の策定スケジュールは平成 24 年度、即ち来年 3 月となっているのです。

これで、上位計画との整合性がどうして図ることができるのでしょうか。

特に、「次期基本構想」は議会への上程案件であり、議会の審議・採決が必要な唯一の計画です。

私は、「次期基本構想」策定のために行政が開催した「まちづくり提案会」(9月1日)で、「都市課題」として「厳しい財政事情と公共施設の更新(再生)」を追加するよう提案しました。

これは、税収の増収が見込めない中で、これから 25 年間で約 1,000 億円(年間約 40 億円)が必要だと言

われている124の公共施設の再生事業費用を考えると、厳しい財政状況の中で、公共施設の再生問題をどの様に捉えるのか、どの様な政策を立案するのか、そして、どの様な「将来都市像」を描くのか、などを「次期基本構想」で明確にすべきであり、して欲しいと思ったからです。

「次期基本計画」が議会で承認されれば、「公共施設再生計画」の策定の方向も明確になり、本基本構想の上位計画が出来上がります。

一方、市庁舎の耐震度劣化による新庁舎建設の「緊急性」は、旧クレストホテルへの移転によってほぼ解消されたことを考えれば、本基本構想の策定スケジュールの見直し(延長)は可能になったのです。

それにも拘らず、行政は、市民委員会の意見を聞くだけで、パブリックコメントも無し(事務局に確認済)で、本基本構想・基本計画を、行政だけで来年3月に策定しようとしているのです。

本当に、これで、「みんなでつくる市庁舎」をコンセプトにするという市長の方針に合致した進め方と言えるでしょうか。

多額の建設費(70億円とも言われている)が必要な新庁舎建設の基本構想を、短期間に、拙速に策定すべきではありません。

また、島田副市長は、第4回の専門協議会の委員の意見を受けて、策定スケジュールと庁舎面積に関して次のように発言されています。(第4回会議録を参照してください)

「スケジュールについては、もう一度よく見直さなければならないと思いますし、面積についても再チェックがいます。」(専門協議会に提出された庁舎面積は18,000㎡です)

策定スケジュールに関する私の意見は、前回の意見書の「◆6.「本基本構想」の策定スケジュールの見直し」にまとめていますが、少なくとも本基本構想の策定期間をH25年12月まで延ばし、上位計画との整合性を図るとともに、市民との対話機会をもっと設けて、議論を深め、「みんなでつくる市庁舎」のコンセプトに相応しい進め方をすべきだと考えます。

3. 市民委員会のあり方の問題点・疑問点

市民委員会の所掌事務(委員会設置要綱の第2条)については前述の通りですが、事務局が提示する資料内容についての質疑や議論もなく、70億円にも上る財源が必要である新庁舎建設の基本構想案を提案するための市民委員会について、私は次のような疑問を持ちます。

- 行政から与えられるテーマをワークショップ方式で検討するだけの委員会でもいいのか
- 5回の委員会開催で、市民委員会は行政から何を期待されているのか
- 5回の委員会開催で、本当に委員の意見を集約した基本構想案が提出できるのか
- このままでは、行政の「ガス抜き」のような役目にしかならないのではないのか
- 市民委員会の委員の皆さんは、行政のこのような進め方に不満は無いのでしょうか

などが私の疑問点として浮かびます。勿論、これらの疑問は行政の会議の進め方の問題であり、委員の皆様のご責任ではないことは明白です。誤解の無いようにお願いします。

しかも、資産管理室は、前回の意見書の下記の項目について、本年4月19日に私に示した回答内容を未だに実行していません。(前回提出意見書を参照してください)

- ◆1. 「習志野市新庁舎建設事業手法等検討専門協議会」の有識者委員の意見と行政の対応の整理
- ◆3. 建設事業手法の「従来方式」の検討資料の提出要請と民間活用方式との比較

この行政の怠慢は、個人的な責任ではなく、行政の組織的問題であり、行政運営の問題です。

市民委員会のあり方・進め方も、行政運営の問題と捉えるべきだ、と私は考えています。

以上、私の考えと意見を3項にまとめて述べましたが、習志野市民の委員の皆様には、私の意見と問題提起の内容を十分に理解して頂き、市民委員会として市民に有益な基本構想案を提案するために、市民委員会の限界を打ち破り、また、行政運営の問題点を改善するためにも、残りの会議(第4,5回)で「本基本構想の策定スケジュールの見直し」について議論して頂き、市民として、基本構想案の提出時に、「策定スケジュールの見直し」を付記して頂きますようお願いいたします。

以上